

御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和元年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第8条第1項の規定により指定する抑制区域は、町内全域とする。

(事業区域等)

第4条 条例第9条に規定する事業区域の面積の適用については、次に掲げる場合は一つの事業区域として各敷地の面積を合算するものとする。

- (1) 各敷地が道路等で分断されている場合であっても、送電設備を共同で使用（以下「共用方法」という。）するとき。
- (2) 共用方法が別であっても、敷地が隣接している場合（同一事業者（その実態等から同一事業者とみなすことができる場合を含む。以下同じ。）による事業である場合に限る。）
- (3) 共用方法が別であり、敷地が隣接していない場合であっても、当該敷地が近接しているとき（同一事業者による再生可能エネルギー発電事業である場合に限る。）。

2 前項第2号に規定する同一事業者とみなすことができる場合とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業者が個人の場合 2親等以内の関係にある者
- (2) 事業者が法人又は団体の場合
 - ア 代表者が同一であるもの
 - イ 構成する役員の半数以上が同一であるもの

(意見の申出)

第5条 条例第10条第3項の規定による意見の申出を行おうとする者は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者に対し事業の内容に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出するものとする。

(近隣関係者との協議)

第6条 事業者は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣関係者に対し当該意見書に対する見解を示した書類（以下「見解書」という。）を提出し、近隣関係者と協議しなければならない。

2 事業者は前項の見解書を提出するときは、近隣関係者に対しその内容を説明し、当該近隣関係者の理解を十分に得るように努めなければならない。

(届出等)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出及び条例第12条第1項の規定による同意の申請は、再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。なお、第7号から第18号までの内容については、別表のとおりとする。

- (1) 確約書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 事業区域等状況調書(様式第4号)
- (4) 説明会報告書(様式第5号)
- (5) 維持管理に関する計画書(様式第6号)
- (6) 撤去及び処分に関する計画書(様式第7号)
- (7) 事業区域の位置図
- (8) 設計説明書
- (9) 公図の写し
- (10) 区域内権利者一覧表
- (11) 隣接土地所有者一覧表
- (12) 再生可能エネルギー発電設備の配置図
- (13) 再生可能エネルギー発電設備の外観図
- (14) 土地利用計画図
- (15) 造成計画平面図
- (16) 造成計画断面図
- (17) 雨水排水計画平面図
- (18) 構造図
- (19) 前各号及び別表に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 条例第11条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書兼同意申請書(様式第8号)に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 第1項及び前項の規定による書類の提出部数は、2部とする。

4 条例第11条第2項に規定する軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業の着手予定日を当該着手予定日とされた日後にする変更
- (2) 事業の完了予定日を当該完了予定日とされた日前にする変更
- (3) 事業区域の面積を減少する変更
- (4) 太陽電池モジュールの総面積を減少する変更
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の高さを低くする変更

(同意)

第8条 町長は、条例第12条及び13条の規定による同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業同意通知書(様式第9号)又は再生可能エネルギー発電事業不同意通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 条例第12条第2項第1号に規定する太陽電池モジュールの総面積の適用については、第4条第1項各号に掲げる場合は各敷地に設置する太陽電池モジュールの面積を合算するものとする。

(同意の基準)

第9条 条例第13条第1項に規定する規則で定める基準とは、次に掲げるものをいう。

(1) 条例第11条第1項又は第2項の規定により届出をした者及び当該届出に係る工事施行者(以下この号において「届出者等」という。)が次のいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 再生可能エネルギー発電事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

イ 意思能力を有しない者である場合

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合

エ 関係法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合

オ 御宿町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者である場合

カ 届出者等が法人である場合において、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)がアからオまでのいずれかに該当する場合

(2) 町長が別に定める技術的基準を満たすことが確実であること。

(関係書類の閲覧)

第10条 同意事業者は、条例第14条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧させる場所及び時間を定めて行わなければならない。この場合において、地域住民等から閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(着手等の届出)

第11条 条例第15条の規定による事業の着手の届出は、再生可能エネルギー発

電事業着手届（様式第 11 号）により行うものとする。

2 条例第 15 条の規定による事業の中止又は再開の届出は、再生可能エネルギー発電事業中止・再開届（様式第 12 号）により行うものとする。

3 条例第 15 条の規定による事業の廃止の届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届（様式第 13 号）により行うものとする。

4 前 3 項の規定による書類の提出部数は、2 部とする。

（完了の届出）

第 12 条 条例第 16 条第 1 項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電設備の設置・廃止完了届（様式第 14 号）により行うものとする。

2 前項の規定による書類の提出部数は、2 部とする。

（身分証明書）

第 13 条 条例第 18 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電設備立入調査員証（様式第 15 号）によるものとする。

（指導、助言及び勧告）

第 14 条 条例第 19 条第 1 項の規定による指導又は助言は、再生可能エネルギー発電事業指導・助言通知書（様式第 16 号）によるものとする。

2 条例第 19 条第 2 項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電事業勧告書（様式第 17 号）によるものとする。

（委任）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別表(第7条第1項)

図書の種類	明示すべき事項
事業区域の位置図	方位、縮尺及び事業区域
設計説明書	造成・排水・設置方法等に関する基本方針、事業区域のうち抑制区域に該当する区域、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
公図の写し	法定外道路及び普通河川等
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
隣接土地所有者一覧表	所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
再生可能エネルギー発電設備の配置図・外観図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、発電設備の位置、発電設備の高さ、発電設備の姿図、カタログ等
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名並びに土地利用計画表
造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工並びに事業に関わる法令等の名称
造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法並びに排水方向
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向並びに流末流量
構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、規格値、強度、擁壁断面図、擁壁展開図、設計条件並びに留意事項
説明会、協議書の写し	意見書、見解書、配布資料等 ※説明会が行われなかった場合 理由書、説明の方法、同意書
登記事項証明書	全部事項証明書（謄本）
登記されていないことの証明書	